

印西市安全で安心なまちづくり推進協議会

期日：平成 28 年 11 月 28 日（月）

午後 1 時 30 分～3 時

場所：市役所会議棟 201 会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長挨拶
- 4 職員紹介及び各委員自己紹介
- 5 会長及び副会長選出
- 6 議事
  - (1) 印西市安全で安心なまちづくり推進条例について
  - (2) 印西市犯罪被害者等支援条例の制定について
  - (3) 印西市防犯カメラのガイドラインの策定について
  - (4) その他
- 7 閉会

出席委員（11名）

- |      |     |    |
|------|-----|----|
| 1号委員 | 鈴木  | 道夫 |
| 1号委員 | 林   | 和行 |
| 2号委員 | 加藤  | 哲夫 |
| 3号委員 | 太田  | 正  |
| 3号委員 | 青柳  | 和江 |
| 3号委員 | 板倉  | 裕幸 |
| 3号委員 | 宮脇  | 知美 |
| 3号委員 | 片爪  | 英隆 |
| 3号委員 | 海老原 | 稔  |
| 3号委員 | 海老原 | 宏  |
| 4号委員 | 澤口  | 義昭 |

欠席委員（1名）

- |      |    |    |
|------|----|----|
| 2号委員 | 大塚 | 延男 |
|------|----|----|

出席職員

- |         |    |    |
|---------|----|----|
| 市民安全課長  | 川嶋 | 一郎 |
| 市民安全課主幹 | 吉野 | 徹  |
| 市民安全課主査 | 篠田 | 正彦 |

《議事録》 (要点筆記)

(事務局)

本日は大変お忙しい中、印西市安全で安心なまちづくり推進協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

司会進行を務めさせていただきます、市民安全課長の川嶋と申します。よろしくお願ひ致します。

会議次第の内容ですが、当初、(1)については「印西市内の犯罪発生状況について」となっておりましたが、「印西市安全で安心なまちづくり推進条例」に変更させていただきます。「印西市内の犯罪発生状況」につきましては、(2)の「印西市犯罪被害者等支援条例の制定について」の中で説明をさせていただきます。ご了承願ひします。

それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。なお、この会議につきましては、会議録作成のため録音させていただいておりますので、ご了承をいただきたいと思います。

【委嘱状交付】

(事務局)

初めに、委嘱状の交付を行います。お名前を呼ばれましたら、その場でご起立をお願い致します。

(市長)

委嘱状、印西市安全安心なまちづくり推進条例に基づき、印西市安全で安心なまちづくり推進協議会委員に委嘱します。期間は平成28年11月28日から平成30年11月27日までとします。平成28年11月28日、印西市長板倉正直。どうぞよろしくお願ひ致します。

鈴木 道夫 (スズキ ミチオ) 様  
林 和行 (ハヤシ カズキ) 様  
加藤 哲夫 (カノウ テツオ) 様  
大塚 延男 (オオツカ ノブオ) 様 (欠席)  
太田 正 (オオタ マサシ) 様  
青柳 和江 (アヤギ Kazuo) 様  
板倉 裕幸 (イタクラ ヒロユキ) 様  
宮脇 知美 (ミヤワキ トミ) 様  
片爪 英隆 (カタヅメ ヒデタカ) 様

海老原 稔 (エハラ ミル) 様  
海老原 宏 (エハラ ヒロシ) 様  
澤口 義昭 (サカグチ ヨシアキ) 様

(事務局)

みなさまよろしくお願ひ致します。

続きまして、第1回印西市安全で安心なまちづくり推進協議会を開催するにあたり、板倉市長より挨拶を申し上げます。

(市長)

改めまして、皆様こんにちは、印西市長の板倉正直でございます。

本日は大変お忙しい中、印西市安全で安心なまちづくり推進協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。只今12名の方に委嘱状を交付させていただきましたが、皆様には大変お忙しい中、委員をお引き受け下さいまして、重ねて御礼を申し上げます。さて、本市では千葉ニュータウン地区を中心とした都市化の進展に伴いまして、犯罪も多様化してきており、市民が安全に安心して暮らすことが出来るまちづくりのためにも、一致団結し関係機関が協力連携してそれぞれの活動を行っていく必要があると考えております。市では犯罪のない安全で安心なまちづくりを目指して、平成19年4月1日に印西市安全で安心なまちづくり推進条例を施行致しまして、現在、各種施策、事業の推進を図っているところでございますが、関係機関の皆様には、引き続き、地域の連帯、あいさつ運動など、地域力を高める積極的な活動を行って頂きますことをご期待申し上げます。そして委員の皆様には、本市における犯罪被害を防止するための効果的な対策や、市民一体となった安全で安心なまちづくりの推進が図れるようご検討をいただきまして、それぞれの見地から貴重なご意見、ご指導を賜りますよう、よろしくお願ひ致します。

結びになりますが、本会議が有意義なものになりますことと、委員の皆様の今後益々のご活躍、ご健勝を心よりご祈念申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞ皆様、ひとつよろしくお願ひ致します。

(事務局)

ありがとうございました。

市長につきましては、所用のためここで退席させていただきます。

それでは皆様、しばらく席でお持ちくださいますよう、よろしくお願ひします。若干、席を追加させていただきます。

ここで、出席しております。職員の紹介をさせていただきます。  
市民安全課安全パトロール班、吉野主幹でございます。  
同じく、安全パトロール班、篠田主査でございます。  
只今、議会の対応でおりませんが、後から、市民安全課市民安全班、出山主査が出席する予定でございます。

そして、私、市民安全課長の川嶋でございます。よろしくお願い致します。

次に、初めて顔を合わせる方もいらっしゃるかと思いますので、恐縮ですが、簡単に自己紹介をお願い致します。配布されております名簿の順番にて、お願い致します。

#### 【委員挨拶】

鈴木 道夫 様  
林 和行 様  
加藤 哲夫 様  
太田 正 様  
青柳 和江 様  
板倉 裕幸 様  
宮脇 知美 様  
片爪 英隆 様  
海老原 稔 様  
海老原 宏 様  
澤口 義昭 様

#### (事務局)

ありがとうございました。

次に、本協議会の会長及び副会長の選出についてでございますが、印西市安全で安心なまちづくり推進条例施行規則第6条第1項の規定では、委員の互選によるものとされております。

どなたか、立候補もしくはご推薦がございましたらお願い致します。

#### (委員)

事務局に一任にします。

(事務局)

事務局一任という声がありましたが、よろしいでしょうか。

(拍手)

(事務局)

それでは、会長に警察OBであります、加藤哲夫様にお願いしたいと思えます。また、副会長につきましては印西市防犯組合長であります、太田正様をご推薦させていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

(拍手)

(事務局)

それでは、会長に加藤哲夫様、副会長に太田正様をお願いしたいと思います。では、会長と副会長の席にご移動をお願い致します。それでは、本協議会の会長になられました加藤様、副会長になられました太田様よりご挨拶をいただきたいと思えます。

【会長挨拶】

加藤 哲夫 様

【副会長挨拶】

太田 正 様

(事務局)

ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

なお、施行規則第7条の規定により、議事進行を加藤会長にお願い致します。よろしくお願い致します。

(議長)

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議事進行にご協力をお願い致します。

はじめに、本会議の会議録の署名者を指名させていただきます。林さんと、海老原 宏さんをお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

なお、本協議会は、「印西市市民参加条例」に基づき、公開とし、傍聴を認めるものと致します。

また、会議録につきましては各委員の質問や意見、事務局の回答等をまとめ、公表するものとしますので、ご了承お願い致します。

それでは議事に入らせていただきます。

(傍聴者 1 名)

それでは、傍聴者の入室を認めます。

(議長)

それでは、議題に入らせていただきたいと思います。

最初に、印西市安全で安心なまちづくり推進条例について、事務局の方から説明をしていただきます。

(事務局)

説明の前にお詫びを申し上げます。この度は、資料が皆様のお手元に届くのが非常に遅くなってしまったことと、アポがないまま直接ご訪問をさせていただきました。そのお詫びをこの場でさせていただきます。申し訳ありませんでした。

では、説明をさせていただきます。印西市安全で安心なまちづくり推進条例につきましては、市民生活の安全を確保するため、「自らの安全は自らで守る、地域の安全は地域で守る」を基本理念とし、犯罪等を未然に防止するため、市、市民、事業者及び関係行政機関などとの役割を明記しています。そして、市が行う重要な施策については、市長の諮問に応じて、調査・審議していただくこの協議会を置くこととなっております。協議会は、委員 12 名以内で組織し、公募の市民、学識経験者、市民活動団体の代表者、これには関係活動団体紹介として皆様に資料を配布してあります。合わせて、関係行政機関の職員などで構成され、任期は 2 年となっております。

平成 19 年 11 月から平成 21 年 10 月までの 2 年間勤めていただきました初代協議会では、市が行う「防犯カメラ設置整備事業について」ご審議をいただきました。様々なご意見をいただき、その答申を受けて市内の木下駅、小林駅、千葉ニュータウン中央駅、印西牧の原駅、印旛日医大駅の 5 か所に順次、防犯カメラの整備作業を進めておりましたが、小林駅南口を残して、すべての工事が終了する見通しであります。

今回は、新たな重要な施策が浮上いたしましたので、改めまして協議会を皆様にお願ひしたわけでございます。中身に関しては、本日の審議の中でご説明致しますので、どうぞよろしくお願ひ致します。

(議長)

只今の説明について、ご質問等がありますか。

ご質問が無いようですので、本日の審議に入りたいと思います。

議題(2)「印西市犯罪被害者等支援条例の制定について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議題(2)に入る前に、市長より諮問文が出されておりますので写しを皆様のお手元に配布してございますが、諮問文の原文に関しては私の方から加藤会長にお渡しを致します。

(事務局)

それでは、審議していただく「印西市犯罪被害者等支援条例の制定について」ご説明を致します。

市では、市民生活の安全を確保するため、ご説明致しました「印西市安全で安心なまちづくり推進条例」に基づき、犯罪等を未然に防止する様々な施策を進めております。

しかし、ある日突然、何の落ち度もない市民が、通り魔的な犯罪に巻き込まれ、怪我をしたり、不幸にも命を奪われることがあるやもしれません。それだけではなく、その後、被害者の家族を含め、マスコミの心ない言葉や理解されない周囲の目にさらされ、さらに深い心の傷を負わされることもあります。

国民がこうした犯罪被害に遭ってしまった場合の支援策として、法律では犯罪被害者等基本法が整備され、給付金の支給も行われているところであります。

しかし、市民の最も身近な存在である自治体として、市民が犯罪被害者及びその家族となった場合を想定し、その心情を理解して様々な問題に寄り添いながら、元の生活を取り戻すまでの支援をするため、何が出来るのかを今回、市として新たに条例で定めようとするものであります。

資料「印西市の犯罪発生状況について」をご覧ください。

印西市における犯罪の発生状況は、平成20年の1,476件をピークに徐々に減少し、昨年は781件とほぼ半減しております。

今年、10月末現在で597件、前年同期比-78件と減少を続けております。発生する事件の特徴としては、窃盗犯が8割を超え、詐欺やいたづらの犯罪が2割弱です。殺人や傷害に至っては1~2%にとどまっております。しかし、資料の下の表、過去3年を見ると、印西市において、殺人が2件、傷害が29件程度発生しており、今回の条例に該当すると思われるものが、何件がございます。

印西警察署管内には、関係機関等からなる「犯罪被害者等支援連絡協議会」が組織されており、定期的な会合とそれぞれの犯罪被害者支援に関する取り組み報告がなされています。

次に資料の新聞の記事をご覧ください。

今年の4月4日、千葉市稲毛区のアパートで、女性41歳の遺体が発見され、後日、犯人29歳が強盗殺人で逮捕された事件です。近所に住んでいた犯人でしたが、面識は全く無く、侵入して抵抗されたので殺害したという供述をしております。遺族は、突然、大切な家族を奪われ、今までに経験のない、苦しみを味わっているとコメントしております。まさに、これが印西市民であったなら、条例適用の事件となります。命と時間が奪われることに、この条例で救いたいと考えております。

次に今回、市の犯罪被害者等支援条例を作るに当たりまして、先進自治体等の条例を参考に作成しております。概ね二つの考え方に分かれます。一つは、法律の基本法の趣旨に沿って犯罪被害者等に対する相談・情報提供等はすでに行われていますが、支援を一本化し、より活動を明確にする。もう一つは、見舞金制度や貸付金制度等を新たに盛り込んでおるものです。県内では、安心・安全まちづくり条例の中に犯罪被害者等支援を盛り込んでいるのが、千葉県をはじめ富里市と四街道市であります。また、見舞金制度を採用しているのが成田市、神崎町、多古町であります。

当市の条例としては、見舞金制度と、新たに引っ越しの費用の助成を、制定の目玉として作業を進めております。

条例案の概要をご説明致します。配布の条例をご覧ください。

第1条の目的ですが、犯罪行為による不慮の死を遂げた市民の遺族又は重い傷害を負ってしまった市民を対象としております。以下、「犯罪被害者等」と呼ばせて頂きます。市民に限定しているのは、基本法において全ての地方公共団体に犯罪被害者等を支援する施策を作りなさいと言われていたことで、各自治体が足並みを揃えているところでもあります。また、住民登録をしているところ、日本では一か所しかありませんので、そういうものを基本に考えが定着しています。仮に勤務地とか通学地や通過者が市内で犯罪に遭遇した場合、犯罪被害者等への支援には、市として生活や住宅、医療、生活保護などの福祉関係を紹



介することは出来ませんが、市以外の方にはこの部分は紹介できないため、市民に限定をさせていただいております。

第2条の用語の意義ですが、数ある犯罪行為の中でも国内で発生した殺人及び傷害といった身体犯に限定しています。財産罪である窃盗や詐欺は含まれません。また、交通ひき逃げ事故も発生当時は過失と見なされるので対象とはしておりません。

第3条の基本理念ですが、基本法の趣旨に基づき作成しています。

第4条の市の責務ですが、関係機関と連携し、支援が円滑に実施できるよう体制を整備することに努めることとしています。

第5条の市民の責務ですが、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すには周囲の市民の理解と配慮が必要不可欠としております。

ここまでが、基本法に沿った総論的な条文となります。これ以降が当市の具体的な施策を条文化したものとなります。

第6条の相談・情報提供ですが、施策の一つ目となります。犯罪被害者等を対象とした市の総合相談窓口を開設します。そこが中心となって犯罪被害者等が必要とする支援をスムーズに解決して行きたいと思っております。このイメージは窓口業務で「私は犯罪被害者です」と公表してから関係部署に連絡となると周囲の目があると思っております。そうならないように、総合的な相談窓口を一本化し、市民安全課になると思っておりますが、ここに相談することで、必要な課を呼び、対応を進めていきたいと思っております。このようなところを盛り込んでいます。国の法律、基本法が目指すのは、ここに重点がかかっていると思っております。

第7条から第14条までが見舞金制度の記述となります。施策の二つ目、ここで見舞金を出す基準を厳格に定めています。見舞金の支給は市民に限定しています。また、警察への被害届を提出しているものに限ります。見舞金支給は申請があった場合のみであります。受け取ることの出来る遺族の範囲を明確にしています。支給には時効の規定を設けます。「見舞金の額は経済的な軽減というのはおこがましいので、精神的な被害を軽減するための一時金」として、先進自治体の決められた額を参考に社会通念上妥当と認められる額に設定致しました。その他、特例、速やかな決定、不正が行われた際の返却などを明記しています。

第15条が転居費用の助成ですが、市内だけではなく、転出などの市外に引っ越す場合も含まれます。これが施策の三つ目になります。見舞金制度が適用され、又は適用が可能であったものが、犯罪被害を受けて転居せざるを得ない場合、初回に限り5万円を上限に助成致します。この助成は、千葉県下初のものとなります。

第16条が市民への啓発活動ですが、施策の四つ目となります。犯罪被害者

等が地域社会から孤立しないよう、市民の理解を深めてもらうよう啓発活動を積極的に行うというものです。

第17条が民間支援団体等に対する支援であります。施策の五つ目となります。現在、支援団体に指定されている「公益社団法人 千葉犯罪被害者支援センター」との連携を考えています。必要な支援や情報提供を行うことを明記致しました。千葉県では今、指定団体はこのセンター以外にはありません。

以上のような条例案に基づき、市が犯罪被害者等への救済・支援を高らかに宣言することで、市民の安全で安心して暮らすことが出来る、地域社会を実現出来るものと思います。

ご審議のほど、よろしくお願い致します。

(議長)

只今の説明につきまして、ご意見ご質問ありますでしょうか。

【はいと言う人あり】

(委員)

最初に、印西市における犯罪発生状況についてご説明をいただきましたが、減少傾向で非常に好ましいと思っておりますが、減少の理由や要因はどのようなものがあるのでしょうか。また、色々と対策を行われたと思っておりますが、その効果との兼ね合いはいかがなものなのでしょうか。この2点についてお伺いを致します。

(事務局)

効果というものは、即1年や2年で出るとは限りません。市として行っているのは、防犯組合や防犯パトロール隊、町内会自治会による自主パトロール、子ども達の見守り活動、を広く行っていただいております。また、それだけではなく、人を動かすために、市の方で10日に1回、印西警察署の方から犯罪発生状況をいただき、資料としてまとめて、市のホームページなどで情報提供をしております。この情報を元にして、防犯パトロール隊の方々がどこに着眼を持って行えばよいのかを、平成18年からずっと行っていただいております。その効果が今にして表れているものと私は思います。警察のほうはいかがでしょう。

(委員)

吉野主幹がおっしゃられた通り、具体的にこれでこれが減ったと言うところだと、非常に難しいと思っておりますが、年々、防犯活動や広報啓発活動の積み重

ねが非常に生きて来ていると思います。特定の犯罪に対する広報啓発活動はありますが、日々の皆様の犯罪を防ごうという土壌が醸成されつつあると思います。

(委員)

私どもの方で、七畝割自主防犯パトロールを週一回、夜のパトロールを月初めに行っています。犯罪を防ごうという防犯意識の向上を一人一人が持たないと、犯罪が減らない、防げないので防犯意識を高める。そのため町内会を周り、のぼり旗の設置や管理、ゴミの収集場をきれいにする環境美化に努めています。それを行わないと地域が犯罪の場になってしまう。抑止力という面で、大変だが、徹底しなければならない。印西市は力を入れているので、ボランティアとしても頑張れます。

(事務局)

追加させていただきます。市の方ではガードマンを毎日2名で、青色回転灯装着車両の青色パトカーで市内を毎日巡回しています。周る場所のポイントは私の方で毎日着眼点を具体的に示しております。

(事務局)

補足ですが、青色回転灯の青色パトカーですが、週5日で1日4時間、時間帯は14時から18時まで行っています。但し、小学校中学校が夏休み、冬休み、春休みの時には、時間帯を変更して18時から22時まで行っています。委託で行っています。

(委員)

第1条の目的の1行目に、自らの責めに帰すべき事情がない、とありますが、先程の新聞記事のお話で、面識がないということでしたが、この条例は面識がない場合に限るのでしょうか。

(事務局)

条例の見舞金の支給に記載がありますが、見舞金の支給は、家族とか親族ではない場合限定しています。

(委員)

それでは、面識がある、ストーカー行為などで犯罪になる場合はどうでしょうか。

(事務局)

それは、該当しないこととなります。

(委員)

それだと問題ではないでしょうか。そういう方こそ救うべき案ではないでしょうか。被害者支援というのは、過失ではない、ストーカーによって殺人ですと、過失ではない殺人罪になり、これは条例に当たるのではないのでしょうか、被害者の家族支援に当たるのではないのでしょうか。

(委員)

ストーカーの場合は色々な事情がある、条例の中に別枠で文言が必要ではないでしょうか。

(委員)

被害者や殺害された被害者の家族が支援されないとすると可哀想でならない。世の中は、こういう方達を支援するため、遺族会などで活動しており、条例の対象外というのは違うと思います。

(事務局)

私の方でも想定外でありました。申し訳ありません。検討致します。

(議長)

ストーカーは元夫婦とか、痴情のもつれ関係の発展が多い。それぞれ個別に考えて検討していかなければならない。

(委員)

放火とかひき逃げはどうなのでしょう。ひき逃げは除外とありましたが。

(事務局)

ひき逃げは故意だと殺人になりますが、ひき逃げは故意ではなく過失が多い。どこの条例を見ても別となっています。

(委員)

放火でも色々な例がありますが。

(事務局)

放火で亡くなった場合は故意で検討致します。この間、印西市で起こった放火に関しては親子関係でしたので、適用外となります。

(委員)

線引きを厳密にしっかりとしないと、色々な事案が出たときに対象にするのかしないのかが、微妙な判断が迫られる可能性が今後でてくるのではないかと。線引きは線引きで厳密になさったほうが、適用する立場としたら、いいのかなと。

(事務局)

参考に、検討させていただきます。

(議長)

他にご質問等ありますでしょうか。

(委員)

先程、印西市内に住んでいる人とありましたが、東京で事件に巻き込まれた場合は適用されるのでしょうか。

(事務局)

適用されます。日本の国内だけではなく飛行機、日本国籍の船舶に関しても適用されます。なぜかという、犯罪が起きた照会を印西市から出して、確認できる事件が国内のみであります。国外は外務省を通じて問い合わせが必要であり、事件の検証が出来ないので、国内のみに限定致します。

(委員)

日本船舶に限定とのことですが、クルーズ船は世界中にあります、日本船舶に限定する理由はどうしてでしょうか。

(事務局)

皆様にお渡し致しました、法律、給付法を真似てあります。

(委員)

飛行機も日本国籍、JALとかANAとの事ですか。

(事務局)

はい。国内のものになります。

(委員)

それでは、LCCはどうなりますか。現実に関起こったときのことを考えて、ルール化しておかないと、判断に迷うことになる。

(事務局)

飛行機でも日本国籍のものになります。限定するものについては、法律をそのままにしてあります。

(委員)

被害者の支援条例で、印西市内で事件が起こり、加害者が印西市民、被害者が市外の方についてはどうなのでしょう。

(事務局)

市外の方でも、犯罪被害の場所が市内で、相談を受ければ、被害者の方が住んでいる市町村自治体に確実に橋渡しを致します。但し、見舞金は市民の方を対象としていますので、該当は致しません。

この制度が、ゆくゆくは法律にあるように、各市町村が隅々まで作る努力義務として、今、印西市は作ってなくても、次にはまた他のところもどんどん出来る、それを基準にして、見舞金とか、そういうのをやろうと考えています。

(委員)

もう一度最初の、自らの責めに帰す事情のところ、ご近所トラブルで殺人や暴行の事案が起こった場合、トラブルやとばっちりや色々ありますが、どうなのでしょう。

(事務局)

これにつきましては、色々検討致しましたが、ご近所は面識がありますので、適用外と検討致しました。いろんなケース、警察的にみても、固定の犯罪というものはなく、思いもよらない犯罪が多い、とても奥が深いと思います。その都度検討致します。

(委員)

私の個人的な意見で、条例全般についてですが、抽象的な文言が多く、これ

では適用する時に、担当の方の判断が難しい。もっと言葉の定義をできるだけ明確にしなければならない。そうすれば裁量が入る余地がなくなり、市民の方から見舞金制度に関して理解を示してもらえないのではないか。条例はあるけどほとんど適用にならないようだ、市民の反発も出ると思う。最初から条例を作るわけですから、言葉の定義とか、きちっとしたほうが良いと思う。もっと法律に基づいた根拠を持って示していただきたいと思います。

(委員)

これらの事件は必ず警察を通さなければ、見舞金はもらえないのでしょうか。

(事務局)

はい。犯罪が起きた場合、必ず警察に被害届を提出し相談することが筋だと思います。警察には犯罪に関わる相談や届出がいっぱいきていると思います。それらの中でも危険な殺人や傷害では、市の方でも、生活や医療などの福祉面で関係してきますので、警察ではなく市の方で対応を致します。警察では対応出来ません。市の対応の時に窓口が複雑にならないように、この法律で窓口を一本化して市民安全課で対応を致します。警察からのあの人はこの事件の被害者だよと言われれば私の方で出て行きまして、別の部屋に行き、必要な支援、必要な課を呼んで手続き、そういったサービスを行います。

(議長)

私は犯罪被害者支援センターで数カ月勤務したことがありますが、電話相談を受ける場合が多いですが、中には性犯罪で事件化していないものもあり、そういった場合は、知識のある専門的スタッフが警察に相談をすることを促したりして対応しています。市としてもこういう機関と連携して色々な対応が出来ると思います。

(事務局)

市の方で条例を作って犯罪被害者支援に乗り出す前は、被害者の心情を汲んで、警察は捜査をし、裁判所への付き添いやカウンセリングなどについては民間のセンターが受け持ち、警察と民間のセンターがタイアップで行っていましたが、今は、もう一点、その役割を市町村の方でも、特に福祉に関しては市でしか対応が出来ない。犯罪被害者の窓口を一本化して対応して頂きたいとの事です。ですからこの条例を作ることになりました。

(委員)

被害を受けた方が、市に申請して見舞金を受けられる、ということですが、基本的に市民が動かないと貰えない。一般市民の方々が制度を知らなさすぎる。素晴らしい制度があるのに、本当に必要な、受けなければならない人が知らなくて受けられない場合や、逆に詐欺みたいな人が受けられるような場合もあるのではないかと。申請する制度ではありますが、犯罪被害者の方がいかにすばやく制度を知ることが出来るのかが重要であり、必要な啓発活動についてはどのようにお考えでしょうか。

(事務局)

啓発活動をやることとして、施策の目玉として入れてあります。

(委員)

一般的にはどのようなことでしょうか。

(事務局)

今現在は、市のホームページや広報誌「広報いんざい」、また、チラシなどを作ろうと思います。必ず皆様の目に触れられるようにして行く啓発活動を考えています。

(委員)

昨日のニュースをご覧いただいた方いるかもしれませんが、千葉市の生涯学習センターで犯罪被害者支援の県民の集いが行われました。広報誌を使って支援センターや警察でも主催で犯罪被害者支援集会を行い、啓発活動としてニュースとしても報道されています。我々は犯罪に一番近いので、被害者の方や被害者のご遺族の方の窓口の支援のお話も行っていきますので、ご理解いただければと思います。

(委員)

第8条で、遺族の範囲と順位とありますが、(1)の被害者の配偶者と婚姻の届出はしていないが、事実上、婚姻関係者と同様なものとありますが、誰がそれを判断するのでしょうか。

(事務局)

判断は難しいと思います。申請に来られた方の話を聞いて信用するしかありません。また、警察に照会しても、警察も個人的な情報までは教えられないとの事です。



(委員)

2点目、被害者の収入によって、生計を維持していた、被害者の子、同居や非同居についての定義解釈についてはどうなのでしょう。

(事務局)

同居だけでなく非同居も該当します。亡くなった方がお金を出して生活をしている人。例えば兄弟の中で弟が無職で自分が弟の面倒見ている場合など。兄弟としては順位が上になります。

(委員)

3点目、遺族見舞金で、養父母を先にし、実父母を後にするとありますが、理由はなぜでしょうか。

(事務局)

法律の支給法にありまして、生みの親よりも、育ての親を優先させなさいとあります。

(委員)

わかりました。

(議長)

他にご質問ありますか。

ないようですので、議題の(3)に入りたいと思います。

「印西市防犯カメラのガイドラインの策定について」

(事務局)

冒頭にお話ししましたとおり、市が行う防犯カメラ整備事業は、市内5か所の駅のうち、残る小林駅南口への設置作業を持ちまして、すべて完了する見通しであります。

防犯カメラは今や犯罪捜査に役立つ、なくてはならないものになりつつあります。一方で、市民生活の安全面から考えた場合、犯罪を未然に防止するための抑止力になるとの考えから、公園や学校への設置要望があります。また、町内会や自治会を単位とした自費による防犯カメラ整備を検討している地区もあります。

千葉県内でも、市が設置する公共の場所への防犯カメラ以外に、企業や町内会、自治会、個人でも自費で公の道路を撮影する防犯カメラを設置できる条例を整備しているところは少なくありません。

当市としては、市以外が設置する防犯カメラに関して、ガイドラインを設けることでより多くのカメラが設置されることに異論はありません。市のお金を使って作ってはいきませんが、それよりも先に市民の方々が自分達の身の回りのことを考え、自分達で設置する場合、ガイドラインはあるのだろうかとなります。当然、プライバシーや個人情報の扱いなど様々な問題もあると聞いております。今後、防犯カメラの設置に関するガイドラインで良いのか、又、条例として定めた方が良いのかをご審議いただきたいと思いますが、本日はご審議の場ではございません。次回からこういうものを審議していただきますよという、ご報告のみとさせていただきます。

(議長)

只今の説明について、ご意見、ご質問等がありますか。

(事務局)

前回、市の防犯カメラ設置に関して、4回程ご審議をいただきました。その中の審議では、様々な意見が出ました。プライバシーの侵害や個人情報の問題はどうするのか、といった議論が出ました。それをクリアして、先程の5つの駅に防犯カメラの設置が出来つつあります。今回は予備知識として、次回の参考にしていただき、また、資料がまとまれば皆様にお届け又は郵送でお送りさせていただきます。

(委員)

前に戻りますが、被害者支援条例で(案)とありますが、これは無くなるのでしょうか。

(事務局)

これにつきましては、12月6日から14日以上、12月19日まで、パブリックコメント、市民の意見公募を実施し、意見をいただいた後、意見を反映させてから、次の協議会に諮っていきたいと考えております。また、その他の方で詳しくご説明をさせていただきます。

(委員)

わかりました。

(議長)

その他に入ります。事務局からお願い致します。

(事務局)

議題(4)のその他についてご説明を致します。

事務連絡となりますが、委員の皆様には報酬がございます。「振込先口座の記入用紙」と「マイナンバーの記入用紙」を事前に送付連絡させていただいており、本日が提出日となっております。

また、本日、提出ができない委員様におかれましては、今週中に市民安全課まで提出をお願い致します。持って行けない方は、こちらから受け取りに伺うことも可能ですので、ご連絡をお願い致します。

また、会議の出欠や、会議録の確認など、携帯電話やメールで連絡がとれますと非常に助かりますので、配布してございます記入用紙にご記入いただき、会議終了後、事務局まで提出をお願い致します。

なお、先ほど川嶋課長よりご説明致しましたが、本日、皆様にご審議いただいた「印西市犯罪被害者等支援条例(案)」ですが、12月6日から12月19日までの期間、パブリックコメントを実施したのち、条例の素案を再度、この協議会に諮りますので、皆様に12月下旬に再度お集まりいただきます。

つきましては、会議室等の予約の関係から、12月26日(月)、12月27日(火)、12月28日(水)の三日間で会議室を仮予約して確保しております。皆様のご都合を確認したいと思いますので、記入用紙に、出席できる予定の日付の部分、午前午後に分かれております。こちらに○印をしていただき、事務局に提出をお願い致します。

出席者が多い日に開催をしたいと思っておりますので、決まり次第通知文にて連絡致しますので、よろしくお願い致します。

なお、先ほどご説明致しましたが、本日の犯罪被害者等支援条例(案)の説明を聞き、分からないことや他に聞きたいこともあるかと思えます。

つきましては、本日、お帰りになった後、今一度、条例(案)の解説等の資料に目を通していただき、聞きたいこと、分からないことなどありましたら、後日でもかまいませんので、事務局まで、電話やメールにてお問い合わせをお願いしたいと思います。

また、委員の皆様の意見についても、パブリックコメントと合わせまして、12月19日までに、任意様式等で構いませんので、本日の協議会で出た意見以外に新たな意見等があった場合は、12月19日までに事務局まで提出をお願い致します。

以上です

(議長)

只今のご説明に関してご意見ご質問はありますでしょうか。

(委員)

条例は4月1日施行ということですが、いつから最終まとめになるのでしょうか。

(事務局)

2月、3月の議会に上程して4月1日施行を目標にしております。

(事務局)

ただいまご説明したように2月、3月に行われる議会に上程することとして進めておりますので、12月中にパブリックコメントを実施した後、再度、12月下旬に皆様にお集まりいただき、犯罪被害者等支援条例の制定について、協議会に諮ることとします。そのようなこともありますので、先ほど防犯カメラのガイドラインの策定について、次回から審議していくといった説明をしましたが、来年からの審議を考えています。

(委員)

協議会は年に何回くらいを考えていますか。

(事務局)

来年度は年2回を予定していますが、場合によっては3回となるかもしれません。

(議長)

他にありますか。ないようですので、これにて本日予定しておりました全ての議題が終了いたしました。事務局にお返しいたします。

(事務局)

以上を持ちまして、第1回印西市安全で安心なまちづくり推進協議会を終了いたします。長時間にわたり御苦労さまでした。ご協力ありがとうございました。

《使用した資料》

- 1 会議次第
- 2 印西市安全で安心なまちづくり推進協議会委員名簿
- 3 座席表
- 4 関係活動団体紹介
- 5 記入用紙（メール、携帯電話等を記入する用紙）
- 6 印西市安全で安心なまちづくり推進条例及び施行規則
- 7 印西市安全で安心なまちづくり推進協議会について
- 8 諮問書（写し）
- 9 印西市犯罪被害者等支援条例（案）
- 10 印西市犯罪被害者等支援条例（案）の解説
- 11 印西市の犯罪発生状況について
- 12 新聞記事

印西市安全で安心なまちづくり推進協議会の会議録は、事実と相違ないのでこれを承認する。

平成28年 12 月 17 日

印西市安全で安心なまちづくり推進協議会

署名委員 海老原 宏

署名委員 林 和行